

東大阪市内部統制基本方針

東大阪市は「つくる・つながる・ひびきあう—感動創造都市 東大阪—」の実現に向け、市政運営に取り組んでいるところです。しかし、人口減少・超高齢化社会など今後の市政を取り巻く状況は非常に厳しいものとなる見通しです。その中で着実に市政を推進していくためには、「市民から信頼される市政」の実現は欠かせないものです。そのため、本市ではコンプライアンスの推進やリスク管理による不祥事等の未然防止に取組み、適切かつ効率的な業務遂行を確保することを目的として、「東大阪市内部統制基本方針」を策定いたしました。今後はこの基本方針に基づき、内部統制を整備し、推進してまいります。

1. 法令等を遵守した職務執行の確保

法令等を遵守した職務執行を確保するため、職員一人ひとりが根拠法令等を理解し、遵守した職務遂行をするとともに、組織としてチェックできる体制作りに取組みます。また、個人情報や職務に関わる情報について適切に保存、管理します。

2. 業務の有効性・効率性の確保

業務プロセスやルールを見直し、業務の標準化や手順の明確化を行い、適切かつ効率的な業務の確保を図ります。

3. リスクの管理

業務上のリスクを「文書化」・「見える化」し、対応すべきリスクに対して具体的な対応策を決定し、適切なリスク管理を実施します。またモニタリングを実施し、PDCA サイクルで継続的にリスク管理体制の整備・運用状況の有効性の確認を行います。

4. 取組み状況の公表

上記の取組みについて、適宜その状況を公表します。

令和3年5月7日

東大阪市長 野田 義和